

令和7年度第4回 中野区医療的ケア児等支援地域協議会

【日時】 令和7年3月11日 午後7時から午後9時まで

【場所】 中野区役所 会議室801・802

【出席者】

(1) 出席委員 14名

(2) 事務局 9名

健康福祉部長

障害福祉サービス担当課長

鷺宮すこやか福祉センター担当課長

育成活動推進課長

学務課長

子ども発達支援係 5名

防災危機管理課 3名

東京都医療的ケア児支援センター 2名

【議題】

(1) 令和8年度医療的ケア児支援の進捗状況

・窓口開設について — パンフレット・SNS 相談愛称 —

・この一と試行について

・ガイドブックについて

(2) 配慮が必要な方の災害時の対応について — 防災危機管理課 —

(3) 東京都医療的ケア児支援センターから

(4) 第3回医療的ケア児等支援情報連絡会報告

(5) その他

報告事項 ・ 中野区基本計画の策定について

○今後の開催予定

令和8年度 第1回 5月予定

.....

【会議資料】

- 資料1 令和7年度第4回中野区医療的ケア児等支援地域協議会_次第（本資料）
- 資料2 防災危機管理課資料
- 資料3 「医療的ケア児等専門相談窓口」リーフレット
- 資料4 ガイドブックの作成について
- 資料5 第3回医療的ケア児等支援情報連絡会報告
- 資料6-1 中野区基本計画
- 資料6-2 基本計画(素案)に関する意見の概要及び区の考え方
- 資料6-3 素案からの主な変更点
- 資料7 東京都医療的ケア児支援センター資料

【会長】

ただいまより、令和7年度第4回中野区医療的ケア児等支援地域協議会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日は防災危機管理課職員にご参加をいただいております。その都合から、議題（2）配慮が必要な方の災害時の対応について、から始めます。防災危機管理課のみなさん、よろしくお願いいたします。

（2）配慮が必要な方の災害時の対応について —防災危機管理課—

【防災危機管理課】

本日は医療的ケア児等の配慮が必要な方の災害時の対応について、中野区の災害対策等踏まえてお話をさせていただきます。

資料の目次は中野区の被害想定及び災害対策について、医療的ケア児が災害時に直面する特有のリスク、在宅避難または一次避難所から二次避難所への流れについて示させていただきます。

次のページは中野区の被害想定及び災害対策について記載しております。さらに次のページには、東京都の直下地震の想定、中野区の被害想定を載せております。東京都が10年ぶりに公表した首都直下型地震が起きた場合の中野区の被害想定です。前回公表は平成24年で、令和4年の発表のものを比較しているものになっております。前回、今回ともに震度6強で冬の18時、風速8mの設定時に被害が最大になると記載しております。全体的に平成24年と比べて大幅に改善してはいるものの、未だ

に負傷者は多く、地域によって火災や倒壊の危険度の高い地域も存在している状況です。

これはあくまでも、震災による直接の被害に過ぎません。現在、災害関連死という言葉がよく使われております。実際には、電気やガス、水道の停止や道路の閉鎖によって、平常時の生活が大きく制限されて、高齢者や医療的ケア児、体力のない方がストレスや疲れによって持病が悪化して亡くなってしまふことが多くなっているというところがございます。また、熊本地震では、実際に災害関連者が8割を占めております。

次のページには、ライフラインの停電、不通率を示させていただきました。停電で電力停電率は6.1%となっております。また、停電してしまつた際には、早期復旧を目指し、東電と協定を結んでおります。

中野区には地域防災計画というものを定めています。これは国の災害対策基本法の中の東京都地域防災計画から地域の実情に即した防災計画にするために定めております。

防災とは、辞書では災害を防ぐこと、防風、洪水、地震、火事などの災害を防ぐこととなっております。そして、その災害を防ぐためには、予防、抑止、応急対策、そして復旧が必要となってきます。その準備や応急対策活動、復旧を自助・共助・公助で担っていきます。自助とは家族を含めた自分自身の備え、共助とは地域仲間での助け合い、公助とは行政と公共機関の対応のことを示しております。

次のページには、防災機関等の応急対策業務の概要の抜粋をしております。災害対策は区だけでなく、自衛隊、警視庁、消防庁、区民、事業者の皆様と連携して対応することになっております。近年、建物倒壊や火災等による直接死より災害関連死が多くなってきておりますので、介護事業者の方や障害福祉事業者、福祉関係の方の役割は重要なものとなってきているという現状でございます。

次のページです。中野区職員の災害対策体制の抜粋です。災害が発生した場合は、区長を災害対策本部長として災害対応に従事することとしております。区内震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が災害対応に従事することになります。

次のページは、地震発生時の行動についてです。地震が発生したら、まずは命を守る行動で、自身や家族の安否確認、自宅の安全確認と、あとは地域での共助として、近隣の安否被害確認等をしていただくこととなっております。そして、自宅に居続けられない場合は、避難所という流れになっていきます。次のページでは、在宅避難にするのか、避難所にするのかの判断の目安を書かせていただいております。こちらは、中野区民防災ハンドブックの抜粋になりますが、火災はいつ起こるかかわからないので、繰り返しの確認が必要になってきます。そして、在宅避難をしている場合でも、近くの避難所で物資を受け取ることができます。

次は 12 ページです。広域避難場所と避難所と記載しております。先ほど、自宅の周りの火災確認ということをお伝えしましたが、火災の延焼がある場合は、近くの広域避難場所に避難していただくところがございます。延焼火災が起きなければ、このような避難場所に避難する必要はございません。

13 ページは、中野区の避難所、一次避難所についてです。区内 45 カ所の小中学校を指定しております。地域による救援・救護活動の拠点となります。避難所運営は区民、区職員、学校職員等で行うとしております。

次のページです。14 ページは避難所の開設基準を示しております。記載の通り、要配慮・救護者が多数見込まれるときや、区長が必要と認めた時に避難所を開設します。避難所の主な役割としては、自宅の倒壊や火災延焼等による自宅での生活が困難となった被災者に生活の場を提供するとともに、避難者がお互い励まし、助け合いながら、生活再建復興に向けて、次の一步を踏み出す場所になることを目的としております。

次のページでは、避難所スペースの活用としまして、避難者の状況に合わせて、要配慮者の個室が確保できる状況であれば、必要とされる方に個室を提供するということが記載されています。中野区ホームページの避難所運営マニュアルにも掲載されており、要配慮者の方には、体育館等ではなく、教室等を提供するということが書いております。

次のページが、医療的ケア児が災害時に直面するというリスクです。医療機器電源の人工呼吸器、吸引器、酸素、注入ポンプは停電で停止してしまいます。バッテリーもあるかと思いますが、持続時間の限界が考えられます。また、衛生環境の悪化による感染リスクの高さ、器具の洗浄・消毒・交換が難しいことが課題としてあり、個別性・情報共有ということでは、お子様一人一人に異なるケア手順ですので、誤接続、誤飲の危険性や、ご家族の方が不在時に対応が滞るといったところがリスクとして挙げられます。

次のページです。一次避難所または在宅避難から二次避難所へ避難する判定と移送手段でございます。避難先の考え方としましては、一次避難所や在宅避難先においてスクリーニングを行い、二次避難所への移送を決定します。また、在宅避難の良さとして、子どもが落ち着け、個別ケア、機器管理がしやすいところがあります。一次避難所の要配慮者スペースの良さは、ものや情報の支援を受けながら生活することでございます。在宅や一次避難所が難しく、二次避難所に避難する例として、衛生面の確保が困難、ご家族の負担の限界、集団生活が著しく困難になった場合を考えております。

医療的ケア児の方は、荷物も多く、避難支援が必要になることもあると思います。そういった場合は区へ連絡いただければ、状況確認の上、避難の支援を行います。

次のページです。先ほど、スクリーニングと申しましたが、今検討しているのが、

一次避難所等での判定の基準でございます。医療的ケア児の方は、常時医療的ケアや治療が必要であります。介護者の同伴及び機材の持参の場合は、二次避難所でも受け入れられる体制を考えております。

次は 21 ページです。二次避難所の受け入れ調整についてです。スクリーニングの結果、二次避難所への移送が必要と判断された場合は、区の職員の方で二次避難所の施設と受け入れ調整を行うとしております。施設の被害状況の確認結果を踏まえて、施設ごとの収容可能人数や受け入れ態勢を勘案した上で、受け入れ可能な施設へとの調整を実施します。また、普段から通所している施設を選定することがご本人やご家族、施設側にとって望ましいとしております。さらに、中野区外の施設に通所している要配慮者については、当該要配慮者の特性に応じた施設で対応することが望ましいと考えております

次のページです。二次避難所への移送が必要となった際には、基本的に区職員で編成された車両輸送班による移送を原則としております。ただ、普通乗用車では車椅子の移動が厳しい場合も想定されますので、協定締結先や二次避難所施設の福祉タクシーの利用を考えているところでございます。

また、二次避難所と言いましても、高齢者を対象にした二次避難所と、障害者を対象にした二次避難所、乳幼児を対象とした二次避難所と 3 分類しております。医療機器ケア児の方は障害者対応施設になります。

次のページは障害者対象施設について記載しています。現在、9 か所を医療的ケア児の方を含めた障害者の方の二次避難所として指定させていただいております。今後ともご協力していただける施設を検討して、二次避難所は拡大していきたいと考えております。

次が二次避難所の開設手順でございます。お話をした通り、スクリーニングを実施し、二次避難所の開設判断をします。その後、区の職員から二次避難所班というものを編成・派遣し、施設職員と区職員が協力して二次避難所を運営していくという流れになっております。

26 ページは、二次避難所における備蓄に必要な備蓄物資について記載をしております。二次避難所として必要な資機材および当面の食料等必要なものについては、区の備蓄倉庫から二次避難所班が持参します。二次避難所に置かせていただいているものと、区の職員が持参するもので運営していくという形になります。備蓄物資の一例といたしましては、来年度購入予定のとりみ剤でしたり、経管栄養食料の使い捨て容器等、医療的ケア児の方特有のものも備蓄をしていく考えでおります。

次は 27 ページの平時の備えです。区と関係機関の連携強化としまして、区は災害対策本部の立ち上げから各職員の配置及び初期事態への迅速な対応について訓練を行っています。

2番目としましては、要配慮者向けの資機材調達や専門的な人材の確保、避難所の開設等について、社会福祉施設、医療機関、民間事業者等と災害協定を締結しております。締結先等とは日頃から状況の提供を行うなどして、顔の見える関係性の構築に努めているというところでございます。

次のページでは、要配慮者のパートとしまして、災害時に要支援者の安全確認や避難支援を円滑に行うことができるように、災害時の避難行動要支援者名簿の作成について記載しております。また、区では災害時に一人でケアが難しい方を対象に、安否確認や支援、避難支援を円滑にするための災害時個別避難計画書の作成も進めているところでございます。なお、避難行動要支援者名簿や災害時個別避難計画は、防災ではなく、地域支えあい推進部地域活動推進課が担当しておりまして、課を超えて横断的な対応ができるように、話し合い等を通して進めているという状況でございます。

簡単ではございますが、中野区の被害想定および災害対策と医療的ケア児が直面する特有のリスクと平時の備え等についてお話をさせていただきました。ありがとうございました。

【委員】

安心できる内容が多くあり、よかったです。

在宅避難をしている方に、近くの避難所で物資を受けることもできるというお話がありましたが、呼吸器をつけている方は外出が難しいので取りに行けないと思っています。そのため、誰かが様子を見に来てくれることは可能なのでしょうか。

【防災危機管理課】

在宅避難をされている方々の安否確認体制につきましては、すでに検討を進めております。具体的には、先ほどご説明した避難行動要支援者名簿を平時から区民活動センター等へ紙媒体で配布し、災害時には当該名簿を活用して安否確認を行う体制を想定しております。ただ、名簿に載っている方はかなりの人数いらっしゃるもので、災害時に手当たり次第、確認をしていくのはなかなか難しい部分があると考えております。そのため、こういった順序で安否確認をするのかなど整備を進めていきたいというところでございます。また、ご自身で避難できない方については、日頃から近隣の方と顔の見える関係作りをしていただくような部分が大事であると思います。そういった点についても、普及・啓発活動を進めていきたいと考えております。

【副会長】

個人情報保護の点から、防災対策に必要な情報が共有されず、対策を前に進めにくい状況かと思えます。難しい問題であることは承知ですが、医療的ケア児を災害から守るため、ご家族の承諾を得て、より安全な防災対策が出来るようお願いしたいと思います。

【防災危機管理課】

先日打ち合わせをした内容では、平時から人工呼吸器を必要とするお子さんは、酸素量や人工呼吸設定の対応が難しい部分もあるので、平時からある程度範囲を決めて、共有をしておく方が望ましいだろうというお話をいただきました。また、本人の任意にはなりますが、災害時個別避難計画書に自分の支援者は誰で、避難先はどこでといった詳細な内容の計画書を作って、中野区と支援者になる方に平時から共有していただいているという状況ではあります。ただ、足りない部分を考えると、平時からの共有は、個人情報への壁が一番大きいというところをお話していただいたところでございます。

【委員】

一次避難所からの搬送というのは、道路事情も含めて実際可能なのでしょうか。また、二次避難所が設定されているのであれば、その地域に誰が逃げてくるかを把握し、ニーズに応じて電源や酸素などを用意する必要があります。誰が逃げてくるのか把握しているのであれば、しっかりとしたビジョンを持って、作った方がいいと思います。その中で、当事者自身が危機感を持っていないと上手くいかないと考えています。そのため、一方的に行政が作るのではなく、当事者の方と一緒に作っていけるような状態に落とし込んでいくことが大切だと思っております。

【防災危機管理課】

二次避難所というのが、原則としては直接避難という形ではなく、在宅で生活ができないと区が把握した上で、搬送するという形になっております。そのため、避難して電気が使えないといったことがないように調整をした上で搬送していくという計画で作らせていただいております。また、一次避難所についても、蓄電池や発電機等を配備させていただいているという状況でございます。

【委員】

太陽光パネルを自分の家に設置したのですが、災害時に私以外の必要な人にも使えるのではと思っています。蓄電池を備蓄することも大切ですが、みんなで助け合うという部分もとても大事です。そういった発想も柔軟に使っていただきたいです。呼吸器だけでなく、空調や冷蔵庫などすべてを含めて、どういった暮らしができるのか、広がりのある対策を考えてもいいのではないかと思います。また、中野区は道がすごく狭く、車いすの移動が困難なような気もしています。そのため、本当に実現が可能なことを提示していただきたいと思っています。

【防災危機管理課】

お話いただいた通り、より具体的に実行性のある計画が作成できるように検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【委員】

災害関連死を減らすためには、普段飲んでいる薬を切らさないことが一番大事です。中野区の薬剤師会としても、行政と連携して、必要性のある薬についてお話をしております。ただ、まだまだ区民からの声が少ないと思いますので、そちらを広めていただきながら、必要なものをリストアップしていただければと思います。

また、共助の部分はすごく大切だと感じています。行政がどんなに頑張っても拾いきれないことはあると思いますので、区民同士が助け合うということも併せて広めて欲しいと考えております。

【委員】

震度6を想定されておりますが、もう少し上なのでないかと思っております。東日本大震災では、生活用水の不足が露わになりました。日常では使わなくても、緊急時に使うことのできるホットラインを整えていただきたいです。また、区役所と避難所との連携では、衛星電話の開通といったスピード感を重視していただき、即連携ができる体制も視野に入れていただきたいと思っております。

【健康福祉部長】

防災危機管理課の方が説明してくださったのが、中野近辺で大きな震災が起きた場合ということで、8つのパターンの地震のうち、最も大きい影響を受ける場合の地震を前提としています。加えて、冬の夕方が一番火を使っているということで、最も悪い条件のもとで想定したのが先ほどの被害想定です。その被害を人的被害と物的被害ともに半減させたいという前提のもとで、防災計画を作っています。また、熊本の地震や能登半島の地震は、行政が想定していた規模を大きく超えるような被害が発生したことから、防災危機管理課の職員も申しあげましたように、できるだけ色々なパターンで検討をしております。

先ほど、お話しいただいた医療的ケア児の情報に関しましては、地域支えあい推進部が情報を一元管理しています。ただ、個人情報の壁から、当事者の方がどこの避難所に行くのかというものは、受け入れる側は把握しておりません。そのため、この度、障害福祉サービス担当課長の方で調整をしてもらい、個人情報の守秘義務に反しない範囲で、情報を提供したところでございます。またこの先、中野区にいる60数名の医ケア児のお子さんや医ケア児以外の方の情報についても、防災危機管理課も含めまして、区として当事者の皆さんとお話をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【委員】

個別避難計画の中に医療的ケアのことも含まれているとおっしゃっていたのですが、そちらは最近記載されたものでしょうか。私は、4年ほど前に提出しており、その後更新はしてないので、この1、2年の間に書式が変わって、細かい記載が増えてい

る可能性もあるなと思っております。

【委員】

記載欄の変更等は当事者が気づかないケースも多いので、そういった普及にもさらに力を入れて欲しいと思います。

(1) 令和8年度医療的ケア児支援の進捗状況

【障害福祉サービス担当】

令和8年度医療的ケア児支援の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

今年度、委員の皆様には様々なご意見をいただき、アンケートを取らせていただきました。そこから、見えてきた課題に対してご議論いただき、4月から中野区医療的ケア児等専門相談窓口を設置することとなりました。パンフレットに記載されている電話番号は障害福祉課の子ども発達支援係になりまして、区役所3階に設置いたします。裏面には中野区役所障害福祉課医療的ケア児等専門相談窓口と書かせていただいております。すこやか福祉センターや保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校、学童クラブ、相談支援事業所、障害福祉サービスを提供する事業所、医療機関の皆様と共にネットワークを築いていく役割を果たしていきたいと思っております。

今回改めて、障害福祉課の方で医療的ケア児のお子様の情報を一元化できているか確認したところ、そういったところがないとなりまして、医師会の先生方にお声かけを頂き、防災危機管理課とも協力をして、色々な情報を集めて窓口設置に備えております。

また、アンケートを取らせていただいた数が56名程度だったのですが、夜間ケアのみの方もおり、実際は63人いらっしゃいました。また、行政の方でまだ把握できない方もいると思いますが、そういった情報を各ネットワークの皆様と一元化し、更新し共有していくことが非常に大事だと思っております。

予算の議決もいただきまして、予算化ができたものがございます。SNS相談や支援者へのスーパーバイズ、ガイドブックということで、個別具体的に状況の方をご報告させていただきたいと思っております。

【子ども発達支援係】

具体的な内容として、なかのメディ・ケアネットの「ここの一と」ということで、今、試行を始めているところです。

医療的ケア児と関わりがある相談支援事業所と障害福祉課で保護者へのご説明を行っております。対象児5,6名様に順次ご説明を行っているのですが、現在のところ、説明が追いついていない状況で、1名の方の試行をさせていただいております。ま

た、支援のタイミングを見て、慎重に試行参加をお願いしていくという形となっております。

【委員】

試行に参加しています。参加後、相談支援専門員とケースワーカーとの面接があり、面接の前に「ここのと」に情報を入力しておいたところ、相談支援専門員等とやり取りがスムーズに進んだことが良かった点です。

また、幼い頃から利用するメリットとしては、入学のタイミングや18歳以降の進路の選択際に、支援者に説明しなくても「ここのと」を見てもらえれば共有できることが便利だと感じました。さらに、子どもの状況について個別性が高く、その後の進路の確認理解や振り返りができ、家族にとってもメリットがありました。

【子ども発達支援係】

資料4のガイドブックについては、これまでの協議会の方で、皆様からご意見をいただいて議論されているところですが、退院後の生活を保護者が具体的にイメージできる内容であること、子供の成長に伴う変化が必要となる制度・サービスが把握できること、家族が望む生活スタイルに応じた選択肢を示す情報を掲載すること、視覚的に理解しやすいデザインであること、中野区の支援サービスを分かりやすく案内することを内容としております。

今後のスケジュールとしては、作成形式の決定と仕様書を作成しておりまして、4月に委託業者と契約締結をして、その後、製作期間を経て10月にホームページに掲載することを予定しております。形式については、医療的ケア児ガイドブックの作成方法について情報を検索しやすいPDF形式で作成したデジタルガイドブックをホームページに掲載いたします。また、区ホームページの医療的ケア児に関するページは広聴・広報課と協力しながら、見やすく検索しやすいポータルサイトを作成し、そこにデジタルガイドブックを掲載します。

【会長】

ガイドブックについてご意見ありますでしょうか。

【委員】

保護者の目線を考えると、アクションを起こすべきタイミングを教えて欲しいと思います。また、自分はいつからどのような準備をする必要があるのか知ることが大事なので、保護者が心がけるべき点等を伝えていただきたいです。そのつながりとして、SNSを活用して子どもたちの状態がよくわかるのであれば、保護者にとって大人への成長ビジョンが明確になっていきます。その連携は、中野区としてどうお考えでしょうか。

【障害福祉サービス担当】

基本計画の方でもご説明をさせていただきますが、法律改正もございますので、児から者への移行を踏まえて、医療的ケア児「等」と記載させていただきました。基本的には医療的ケア児のお子様の対応と思っておりますけれども、18歳以上のご相談を全く受けないということではないと認識をしていただければ幸いです。

ガイドブックに関しては、ライフステージの部分は非常に意識をしております、他区のパンフレットを見ても、その都度の必要な支援を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。また、作成については、予算がついたところですが、様々変化していく可能性がありますので、更新に関しては、区の直営で行うことを予定しております。

10月に完成させたいと思っておりますので、それまでの間、皆様にご意見をいただきながら、より良いものを作っていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】

法律が改定されるタイミングで、第二版を作るなど考えつつ、計画的に進めて欲しいと思っております。

【障害福祉サービス担当課長】

今回、窓口設置の周知のために、印刷した紙のものを300部用意させていただきました。ただ、ガイドブックについては電子で作りたいと思っており、ホームページ上で見ていただけるものを想定しているところではございます。

(3) 東京都医療的ケア児支援センターから

【東京都医療的ケア児支援センター】

今回は、センターに寄せられた相談と東京都の医療的な支援関連事業等について、お話しさせていただきます。今年度の4月から先月までの相談件数は、ご覧の資料の通りになります。

東京都の医療的ケア児支援センターでは、特定の対象者がいる相談については、個別支援、自治体や地域の支援体制やサービスなど、広く一般的な内容についての相談を地域支援として分けて集計しております。先月まで相談件数が250件。そのうち、個別支援が133件、地域支援が117件でございます。

個別支援の相談からみえる課題として出されているキーワードとしましては、保護者の付き添い、送迎、高校卒後の生活といったところが挙げられます。送迎に関しては、全年齢それぞれの課題があるように感じております。児童発達支援事業所が新し

く開設しても、送迎がない事業所ですと、利用が難しく、事業所を開設したが、利用者が集まらなくて運営にも影響があるといったようなことがあります。例えば、保育園でも医療的ケア児が通える園を見つけても、送迎や移動支援がないと通えないというご家族が結果的に入園を辞退するというような状況もごございます。そうすると、雇用した看護師さんの行き先や実際に医療的ケア児を受け入れた保育園に実績がないということは、ニーズがないのかと思われてしまうといった影響があると聞いております。また、特別支援学校では、医療的ケア児専用バスの配置ができるようになっておりますが、バス自体の不足などで、保護者の長期間の送迎が必要になっているケースもあります。

高校卒業後の生活については、生活介護事業所を利用される方もいらっしゃいますが、そちらの送迎にも看護師の乗車がない事業所がまだまだ多くありますが、徐々に看護師乗車が可能な事業者が増えてきているということをご報告しております。

地域支援の相談では、災害対策や医療的ケアの相談窓口、医療的ケア児等コーディネーターとしての活動などがキーワードとして挙げられます。医療的ケア児の支援体制が様々進んできている中で、例えば、受け入れ保育園を増やしていきたい自治体は、現場の看護師さんや保育士さんに対して研修を実施し、園同士で情報共有できる場を作るなどのバックアップをすることで、ご本人やご家族の安心や受け入れる側の不安の軽減に努めています。支援担当者より、そういった取り組みを知りたいといったご相談や、研修をしてくれる事業者さんを探してくれないか、教えてくれないかというようなご相談をいただきます。こういった他の自治体の取り組みにも、関心を寄せてご相談をいただいております。横のつながりができる機会を求めるようなご要望もいただくようになっております。

医療的ケア児支援センターが開所した令和4年から毎年、東京都福祉局が主催する区市町村における医療的ケア児支援担当者連絡会というものがごございます。今まではオンライン開催でしたが、支援者同士でのつながりの場に期待して、今年度9月に初めて対面で実施をしております。各自治体のご都合もありまして、当日は22区の障害福祉保健センター、学務課、保育課、民間の医療的ケア児等コーディネーター含めて、80名を超える方々にご参加をいただきました。

また、9月の連絡会とは別に医療的ケア児等コーディネーターだけを対象とした23区の連絡会を今年の1月に初めて開催しております。中野区のように、コーディネーター同士のつながりを持てる連絡会がある自治体ばかりではなく、孤立孤独感、悩みを共有できないと感じている方も少なくないので、近隣区のコーディネーターの情報交換、意見交換の場になればと思っております。さらに、コーディネーターとなったけれども、活躍できない、活動の仕方がわからないという方がいらっしゃいます。そういった方々の支援も連絡会を通した目的としております。

次に、都における医療的ケア児等関連事業についてご説明させていただきます。中でも今回は拡充事業、新規事業についてお話しします。令和7年度の拡充事業としまし

ては、在宅レスパイトです。23区で288時間に拡充されている自治体は、少しずつ増えてきているなど把握しております。

保育では、医療的ケア児育ちの支援事業という新規事業がございます。こちらは、居宅訪問型保育事業を実施されている事業者が支援することになっている事業ですが、親御さんが就労していなくても利用できて、子どもの育ち・発達を支援するという事業になっております。実施主催は区市町村になりますが、今年度の新規事業というところもありまして、具体的な運用を開始している自治体は把握できておりません。そちらにつきましては、都の所管にお問い合わせをいただければと思います。

来年度の都の予算案では、生活介護事業所の時間延長に対応してくださる事業者や長期休暇の朝からの受け入れをしてくださる放課後等デイサービスに対して補助が出るように予算案が公表されております。

東京都の医療的ケア地域支援協議会ではこういった資料等が公表されており、傍聴も可能となっております。今年度最後の協議会が3月27日金曜日の18時半から開催される予定ですので、ホームページ等でご覧いただければ幸いです。

法改正が来年度に控えており、まだまだ課題があるなど感じているところではありますが、センターとしましては、ご本人、子どもを中心に相談一つ一つに丁寧に向き合いながら、支援者の皆様と一緒に、支援を模索していきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。報告は以上になります。

(4) 第3回医療的ケア児等支援情報連絡会報告

令和7年12月12日に第3回医療的ケア児等支援情報連絡会を東京都医療的ケア児コーディネーター終了者及びすこやか福祉センターの医療的ケア児担当、計15名の参加で開催いたしました。

議題は、なかのメディ・ケアネット「この一と」試行実施について、機能及び操作説明、第3回医療的ケア児等支援地域協議会の報告でございました。

すこやか福祉センターから始まる連携支援について各機関の役割、支援の流れ、連携支援について確認しています。「皆様からのご意見として、支援者が保護者から聞かれた時に答えられないこともある。」「訪問看護さんへのバックアップが必要。」「病院がすこやか福祉センターを認識していない。」「退院時どこに相談したら良いかわからず孤独感があつたと聞いた。」「保育園入園・小学校入学に際しての相談場所がわからないとの声がある。」等につきまして、来年度予定していますガイドブックを活用、支援者対象のスーパーバイズ、窓口設置と共に医療機関と連携強化、なかのいっし miline、庁内関係機関との情報共有などを利用して頂き、支援に役立ててほしいとのことをお伝えいたしました。

次回、第4回の連絡会は、3月13日にグリーンケア協会の方を講師としてグリーンケア研修を予定しております。

(5) その他

報告事項 ・ 中野区基本計画の策定について

【障害福祉サービス担当課長】

中野区基本計画につきましては、11月の第3回協議会において素案をお示しさせていただきました。11月5日から11月28日の期間で、本協議会の委員の皆様、各団体の皆様からご意見を頂戴したところでございます。ご意見を踏まえまして、令和8年1月に基本計画案を作成し、その後1月29日から2月18日の期間で実施をいたしましたパブリックコメント手続きの実施結果を踏まえ、この度中野区基本計画を策定したところでございます。

今回は、協議会に関係いたします、施策8、施策21の特別な配慮を必要とする子どもと、その家庭への一貫した相談支援体制の充実につきまして、11月の意見聴取概と素案からの変更点をご説明させていただきます。

施策21における医療的ケア児支援に係る主なご意見は資料6-2の通りでございました。18歳以降の医療的ケア者について、施策の中で触れられていないため追加してほしい等のご意見ご指摘を踏まえまして、区としても伴走型支援として、18歳以降も継続的な支援が必要であるという考えのもと、主に2点の修正を行っております。資料6-3をご覧ください。主な取り組み③医療的ケアを必要とする子どもへの支援の本文の2文目に成人以降をも含めという文言を追加するとともに主な事業名を医療的ケア児支援事業から医療的ケア児等支援事業に修正をいたしました。加えまして、その他事業の家族きょうだい支援の充実の後期の展開を推進としておりましたところ、ピアサポート支援に変更をしております。なお、施策21につきましては、計画案から計画への変更は行っておりません。令和8年3月策定の基本計画では、資料6-1の通りの内容となっております。

中野区有施設整備計画につきましても、基本計画と合わせて意見聴取にご協力いただきましたが、こちらにつきましては関係箇所の変更はございませんでした。ご報告は以上になります。

【会長】

その他、ご意見ある方はいらっしゃいますでしょうか。

【委員】

リーフレットにガイドブックの案内も入れた方が良くと思いました。当事者が自分たちでアクセスするという習慣をつけるような作りをしていただきたいです。

東京都の送迎の問題の災害対策については、私は搬送中が一番危険だと思っています。痙攣してしまう子もいるし、災害が起きた時にどこに車を止めるかという問題も生じます。その安全を担保するという視野が必要です。例えば、コンビニの駐車場

に入れてもらえるようお願いするような搬送の視点を考えていただいた方がいいかなと思います。

【障害福祉サービス担当課長】

ガイドブック、パンフレットにつきましては、適宜更新をしていきます。また、支援はあっても行き渡っていない点が大きな課題と想着っていますので。ホームページも工夫をしたいと想着っています。

【会長】

それでは、今後の予定についてご説明をお願いします。

【障害福祉サービス担当課長】

次回は令和8年度第1回協議会を5月頃に開催したいと想着っています。SNS相談が7月頃からの開始を想定しておりますので、具体的なお話を踏まえ、5月を目途に実施をしたいと想着っております。また、支援者向けのスーパーバイズも6月ぐらいからスタートしたいと想着っているので、皆様に参画していただき、良い事業にしていきたいと想着っております。以上です。

【委員】

生活介護に行った後に医療的ケアの支援が必要になる方もいるので、そういった方の保護者向けに紙媒体での配布を想着て欲しいと想着っております。

【会長】

それでは第4回中野区医療的ケア児等支援地域協議会を終了いたします。